

金融機能の再生のための緊急措置に
関する法律第13条に基づく報告書

平成12年10月19日

信用組合三重商銀

金融整理管財人

目 次

	頁
I. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について	1
1. はじめに	1
2. 経営破綻の原因	1
(1)当組合をとりまく経営環境と経営状況	1
(2)経営破綻に至った経緯	1
(3)破綻に至った要因	2
3. 管理を命ずる処分までの状況	2
II. 業務及び財産の状況について	3
1. 与信業務	3
2. 預金業務	3
3. 投資等業務	4
4. 固定資産等の状況	4
5. 不良債権の状況	5
III. 事業譲渡等の見込みについて	6
1. 基本方針	6
2. 具体的施策	6
3. 事業譲渡の見込み	6

1. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について

1. はじめに

当信用組合は、平成12年5月19日金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下「金融再生法」という。）第68条第1項に基づき、金融再生委員会に対し「その業務及び財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがある」旨の申出を行いました。これを受けて、同日、同委員会より金融再生法第8条第1項第2号に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分（以下「管理を命ずる処分」という。）」を受けました。

金融再生法第13条に基づき、当信用組合が管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等について調査を行いましたので、以下のとおりご報告いたします。

なお、本作業につきましては、5月19日に選任されてから直ちに開始いたしましたが、時間的制約などもありその内容については必ずしも十分ではないかと思われる事項もあります。

しかしながら、金融再生法第18条に基づく旧経営陣の民事上や刑事上の責任を明確にするための調査を続行しており、これらにつきましても、後日、より明らかにできるものと考えております。

2. 経営破綻の原因

(1) 当組合をとりまく経営環境と経営状況

当組合は、昭和31年11月に、三重県下の在日韓国人の経済活動の支援を目的に三重県桑名市において設立された信用組合で、昭和36年10月に四日市支店を、昭和42年5月に津支店を開設しています。

平成9年5月、経営基盤の拡充強化を図るため、組合員資格を日本人にまで拡大し、三重県内全域を事業区域として、訪問・集金活動により小口の預金を吸収し、これを地域の中小零細企業者等に対して融資するなど、組合員である中小零細事業者等の金融の円滑化、地域経済の発展に寄与すべく事業展開を図ってまいりました。

(2) 経営破綻に至った経緯

① 信用供与限度額超過与信

昭和60年代に入り、特定企業への与信が集中し、一部に信用供与限度額超過貸出が認められたうえ多額の不良債権と欠損見込額が発生し、その処理には長期間を要するなどの理由から、昭和62年には、監督官庁の三重県から決算承認組合に指定されるに至りました。

こうした特定企業への与信の集中は、組合内部での牽制が全く機能しなかったことに起因しており、これが、当時、理事の関連企業に与信が集中し、しかも、そのほとんどが法令による信用供与限度額を大幅に超えた貸出額となっておりました。平成5年5月の検査時点では、法令による信用供与限度額を超過している先に対する貸出額合計は61億円強にも上り、総貸出に占める比率は約47%にも及ぶ極めて異常な状態となり、その多くが不良化しました。

② 信用不安による預金の流出

こうしたことから、組合経営に与える影響を危惧した関係者との間で内紛が生じ、平成6年9月には、理事、監事全員が不正融資の責任をとり辞任しましたが、このような不正融資と旧経営陣の辞任については新聞報道で大きく取り上げられ、広く組合員にも知られることとなり、組合に対する信用を大きく低下させるものとなりました。この結果、組合の預金残高の減少が続くこととなり、元々、預貸率が高い（12/3期業界平均70.7%のところ10/3期82.2%、11/3期85.8%、12/3期89.6%）うえ、正常貸出が少ない組合にとって、組合の資金繰りへの影響は一層厳しさを増す状況となりました。

③ 職員の不正事件

また、組合の長年の業績不振等や、職員の相次ぐ退職による職員不足に起因した内部管理のチェック体制の不十分性による役職員の不正事件や、大口不良先への貸増し等もあって、資金繰りはさらに悪化していきました。

④ 資金繰り対策の限界

これを、同じ商銀系組合からの協力預金や高金利預金でつないできたものの、それらもついに限界となり、平成12年5月には事業継続は困難な状況へと至りました。

(3) 破綻に至った要因

審査管理体制が不十分であったことなどにより、特定与信先への与信集中が容認されやすい体制であったことに加え、元理事等の独断により融資の決定が行われるなど組合内部での相互牽制が機能しなかったため特定の融資先に対して法令による信用供与限度額を大幅に超える貸出が長期間継続され、また、内部管理体制も不十分なため、不正を容易に行うことができる体制であったことが、破綻の主たる要因と考えます。

3. 管理を命ずる処分までの状況

当組合の資金繰りの悪化を同じ商銀系組合からの協力預金や高金利預金でつないできたものの、それらもついに限界となり、平成12年5月10日以降、慢性的に為替決済資金や預金払戻資金が不足する事態に陥り、いよいよ予断を許さない状況に至りました。加えて、既述の協力預金についても、5月22日以降、支援は応じられないとの意向が示されるとともに、高金利の大口預金についても解約の申出がなされるに至って、このままの状況で推移すれば資金ショートを起こすことが必至の状況で、有効な資金繰りの方策を見出すことができない状況にありました。

このため、組合では、5月19日の理事会で、預金の払い戻しを停止するおそれに至る状況にあるとの判断から、金融再生法第68条第1項の申出を行うに至りました。

II. 業務及び財産の状況について

1. 与信業務

当組合の与信業務については、県下の在日韓国人を中心とした飲食業、遊技業を営む中小零細な事業主への融資が多くを占めております。

<貸出残高推移>店舗数：3店舗

(単位:百万円、%)

	10年3月期		11年3月期		12年3月期		業界平均 (11年3月期)	
		構成比		構成比		構成比		構成比
貸出金残高	8,891	100.0	8,879	100.0	9,137	100.0	45,856	100.0
うち中小企業	7,104	79.9	6,760	76.1	6,920	75.7	33,132	72.3
うち個人	1,787	20.1	2,119	23.9	2,217	24.3	12,353	26.9
うちその他	—	—	—	—	—	—	370	0.8

※「中小企業」には、個人事業主が含まれる。

※「その他」には、地方公共団体が含まれる。

2. 預金業務

当組合の預金業務では個人預金の構成比が高く、県下の在日韓国人を中心とした個人預金が約7割を占めております。

<預金残高推移>店舗数：3店舗

(単位:百万円、%)

	10年3月期		11年3月期		12年3月期		業界平均 (11年3月期)	
		構成比		構成比		構成比		構成比
預金残高	10,818	100.0	10,350	100.0	10,221	100.0	63,196	100.0
うち個人預金	7,979	73.8	7,480	72.3	7,404	72.4	49,256	78.0
うち法人預金	1,714	15.8	1,683	16.3	1,371	13.4	11,143	17.6
うちその他	1,125	10.4	1,187	11.5	1,445	14.1	2,796	4.4

※「その他」には公金預金、金融機関預金が含まれる。

3. 投資等業務

有価証券は1銘柄のみ保有しております。

(単位：百万円)

銘柄	簿価	時価	評価損益
金融債	20	20	0

(注) 時価：破綻公表時

4. 固定資産等の状況<12年3月末>

当組合の店舗は本店、四日市支店、津支店の3店舗のみです。

また、所有不動産は、貸付金の代物弁済等により取得した土地が19ヶ所、建物が3カ所あります。

<固定資産の状況>

(単位：百万円)

	土 地				建 物		
	件数	簿 価	評価額	含み損益	件数	簿 価	簿 価 (償却後)
事業用 不動産	4	255	273	18	3	395	89
所有 不動産	19	466	424	▲ 42	3	40	7

5. 不良債権の状況

当組合の不良債権は以下のとおりとなっています。

<リスク管理債権の状況>

(単位:百万円、%)

区 分	11年3月期		12年3月期		業界平均(12年3月)	
	貸出金残高	貸出金に占める割合	貸出金残高	貸出金に占める割合	貸出金残高	貸出金に占める割合
破綻先債権	2,079	23.4	2,259	24.7	1,381	2.8
延滞債権	721	8.1	1,797	19.6	2,965	6.0
3カ月以上延滞債権	40	0.5	3	0.0	401	0.8
貸出条件緩和債権	—	—	—	—	2,328	4.7
合 計	2,840	32.0	4,059	44.3	7,075	14.4

<金融再生法の開示債権>

(単位:百万円、%)

区 分	平成12年3月期		業界平均(平成12年3月期)	
	金 額	債権の占める割合	金 額	債権の占める割合
破綻更生債権等	2,731	29.8	3,116	6.0
危険債権	1,325	14.5	2,998	5.8
要管理債権	3	0.0	2,170	4.2
正常債権	5,097	55.7	43,363	84.0
合 計	9,156	100.0	51,647	100.0

Ⅲ. 事業譲渡等の見込みについて

1. 基本方針

(1) 早期譲渡

円滑な事業譲渡を早期に行うことにより、金融仲介機能の維持及び当組合の事業価値の劣化防止に努めます。

(2) 優良な顧客基盤・資産の維持

優良な顧客基盤や資産を維持し、金融機関としての信任を取り戻すとともに、顧客の信頼回復に全力を尽くします。

(3) 経費の削減

円滑な事業譲渡を行うため、人件費・物件費等の営業経費の削減を図ります。

(4) 地域金融機能の維持

当組合の営業地域において、引き続き地域の中小零細企業者等に対する金融サービスの提供に支障が生じないように配慮いたします。

(5) 新たな内部管理体制の確立

不正融資や役職員による不正行為については、現在、調査を進めているところでありますが、さらに内部事務の厳正化及び相互牽制の徹底など体制面の整備を図るとともに、新たに内部管理体制を確立し、受皿金融機関への円滑な事業譲渡を目指します。

(6) 旧経営陣等の責任追及体制の整備等

内部調査体制を整備し、旧経営陣等の責任を明確にいたします。

2. 具体的施策

金融再生法の趣旨を十分に踏まえ、業務の円滑な譲渡及び善意かつ健全な取引先の保護のため、早期に事業譲渡を行うよう最大限努力いたします。

3. 事業譲渡の見込み

現在、事業譲渡を行う受皿金融機関は決定しておらず具体的な譲渡の目途は立っておりません。

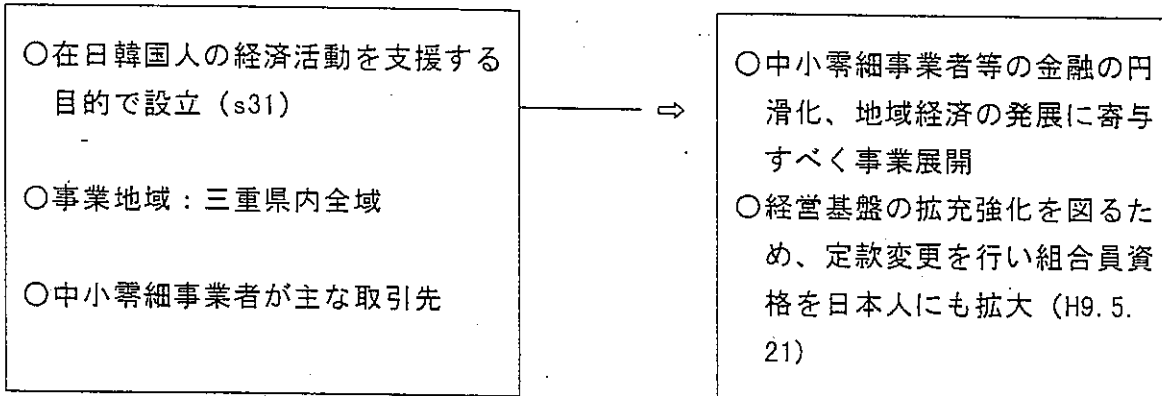
しかしながら、民族系信用組合としての事業特性や、善意かつ健全な中小零細企業者を中心とする取引先への配慮を念頭に置き、早期に事業譲渡できるよう努力してまいります。

「管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について」 骨子

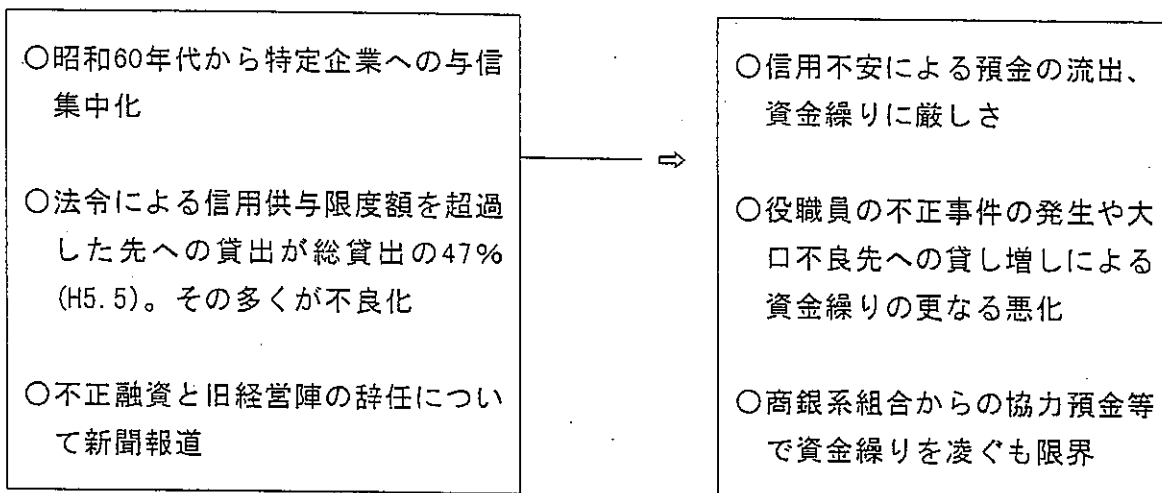
1. はじめに

2. 経営破綻の原因

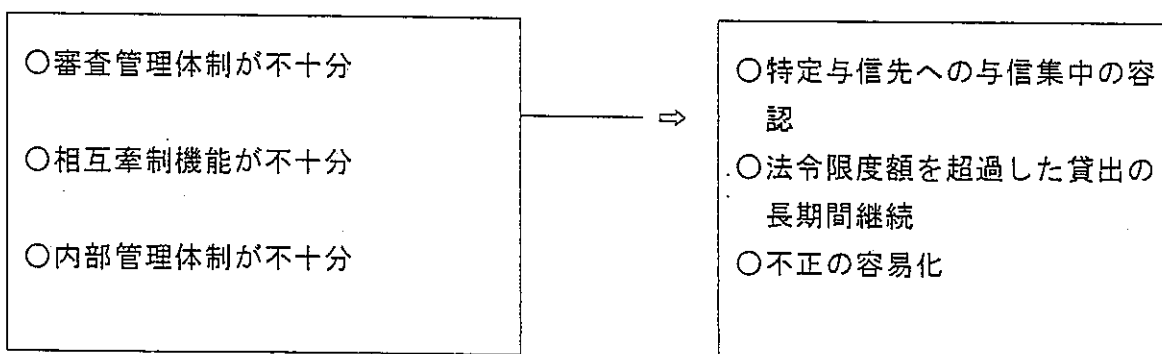
(1) 当組合をとりまく経営環境と経営状況



(2) 経営破綻に至った経緯



(3) 破綻に至った要因



「業務及び財産の状況について」 骨子

1. 与信業務

当組合の与信業務については、県下の在日韓国人を中心とした飲食業、遊技業を営む中小零細な事業主への融資が多くを占めている。

<貸出残高推移>店舗数：3店舗

(単位:百万円、%)

	10年3月期		11年3月期		12年3月期		業界平均 (11年3月期)	
		構成比		構成比		構成比		構成比
貸出金残高	8,891	100.0	8,879	100.0	9,137	100.0	45,856	100.0
うち中小企業	7,104	79.9	6,760	76.1	6,920	75.7	33,132	72.3
うち個人	1,787	20.1	2,119	23.9	2,217	24.3	12,353	26.9
うちその他	—	—	—	—	—	—	370	0.8

※「中小企業」には、個人事業主が含まれる。

※「その他」には、地方公共団体が含まれる。

2. 預金業務

当組合の預金業務では個人預金の構成比が高く、県下の在日韓国人を中心とした個人預金が約7割を占めております。

<預金残高推移>店舗数：3店舗

(単位:百万円、%)

	10年3月期		11年3月期		12年3月期		業界平均 (11年3月期)	
		構成比		構成比		構成比		構成比
預金残高	10,818	100.0	10,350	100.0	10,221	100.0	63,196	100.0
うち個人預金	7,979	73.8	7,480	72.3	7,404	72.4	49,256	78.0
うち法人預金	1,714	15.8	1,683	16.2	1,371	13.4	11,143	17.6
うちその他	1,125	10.4	1,187	11.5	1,445	14.1	2,796	4.4

※「その他」には公金預金、金融機関預金が含まれる。

3. 投資等業務

有価証券は1銘柄、簿価20百万円のみ保有している。

4. 固定資産等の状況

当組合の店舗は本店、四日市支店、津支店の3店舗のみ。

所有不動産は、貸付金の代物弁済等により取得した土地が19ヶ所、建物が3ヶ所ある。

5. 不良債権の状況
不良債権は以下のとおり。

<リスク管理債権の状況>

(単位:百万円、%)

区 分	11年3月期		12年3月期		業界平均(12年3月)	
	貸出金残高	貸出金に占める割合	貸出金残高	貸出金に占める割合	貸出金残高	貸出金に占める割合
破綻先債権	2,079	23.4	2,259	24.7	1,381	2.8
延滞債権	721	8.1	1,797	19.6	2,965	6.0
3カ月以上延滞債権	40	0.5	3	0.0	401	0.8
貸出条件緩和債権	—	—	—	—	2,328	4.7
合 計	2,840	32.0	4,059	44.3	7,075	14.4

<金融再生法の開示債権>

(単位:百万円、%)

区 分	平成12年3月期		業界平均(平成12年3月期)	
	金 額	債権の占める割合	金 額	債権の占める割合
破綻更生債権等	2,731	29.8	3,116	6.0
危険債権	1,325	14.5	2,998	5.8
要管理債権	3	0.0	2,170	4.2
正常債権	5,097	55.7	43,363	84.0
合 計	9,156	100.0	51,647	100.0

「事業譲渡等の見込みについて」骨子

1. 基本方針

- (1) 早期譲渡
- (2) 優良な顧客基盤・資産の維持
- (3) 経費の削減
- (4) 地域金融機能の維持
- (5) 新たな内部管理体制の確立
- (6) 旧経営陣等の責任追及体制の整備等

2. 具体的施策

金融再生法の趣旨を十分に踏まえ、早期の事業譲渡を図る。

3. 事業譲渡の見込み

事業譲渡を行う受皿金融機関は決定しておらず、具体的な目途は立っていない。しかしながら民族系信用組合としての特性や地域経済、取引先への配慮を念頭に置き、早期に事業譲渡できるよう努力する。